

京都市上下水道局工事成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、京都市上下水道局が施工する請負工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用 語)

第2条 この要領において使用する用語は、次の各号に掲げるもののほか、他の要綱において使用する用語の例による。

- (1) 工事担当課 工事の施工を担当する課、場、所又はセンターをいう。
- (2) 検査担当課 技術監理室監理課をいう。ただし、監理課が工事担当課である場合は、技術監理室長が指定する課をいう。

(評定の対象)

第3条 評定は、用度課が契約を行う工事について行うものとする。ただし、単価契約による工事は、評定の対象としないものとする。

(評定者)

第4条 評定は、完成検査においては、担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員が、部分検査、確認検査及び一部完成検査においては、検査員が行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに行うものとする。

- 2 完成検査における評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、考査項目別運用表により行い、評定結果を工事成績採点表（第1号様式）に記入する。
- 3 部分検査、確認検査及び一部完成検査における評定は、検査により確認した事項に基づき、考査項目別運用表により行い、評定結果を部分・確認・一部完成検査の工事成績採点表（第1-1号様式）に記入する。

(評定点等の通知)

第6条 検査担当課は、工事成績評定結果通知書（第2号様式）及び項目別評定点表（第3号様式）を作成して工事担当課に送付する。

- 2 工事担当課は、前項による送付を受けたときは、当該工事の受注者に速やかに通知しなければならない。

(説明請求)

第7条 前条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、文書により京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対して評定点について説明を求めることができる。

- 2 前項の文書の提出先は、工事担当課とする。

(説明請求に対する回答)

第 8 条 管理者は、受注者から前条の文書を受理したときは、速やかに回答しなければならない。

2 前項の事務は、工事担当課及び検査担当課の長が協議のうえ、行うものとする。

(審査請求)

第 9 条 前条第 1 項の回答を受けた受注者は、通知を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、文書により、苦情処理検討委員会に対して評定点について審査を求めることができる。

2 前項の文書の提出先は、工事担当課とする。

(苦情処理検討委員会の意見に対する処理)

第 10 条 苦情処理検討委員会から評定点の修正について意見があった場合は、管理者は、当該意見に対して必要な処理を行うとともに、その結果を受注者に通知するものとする。

2 前項の事務は、工事担当課及び検査担当課の長が協議のうえ、行うものとする。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市上下水道局工事成績評定要領、第 5 条第 2 項の規定は、平成 26 年 9 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に締結する契約に基づく工事について適用し、適用日前に締結した契約に基づく工事については、なお従前の例による。